

子ども・子育て支援新制度の施行に伴い必要な税制上の所要の措置

(不動産取得税、固定資産税、都市計画税、事業所税等)

大綱の概要

子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、児童福祉法に規定する家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業について、事業所税を非課税とするほか、家屋及び償却資産に係る固定資産税、都市計画税及び不動産取得税について、課税標準を価格の2分の1とする（利用定員6人以上の事業所内保育事業の用に供する固定資産等については非課税とする）などの措置を講ずる。

◇家庭的保育(利用定員5人以下)

…家庭的な雰囲気の下、少人数を対象にきめ細かな保育を実施

◇居宅訪問型保育

…保護者・子どもが住み慣れた居宅において、1対1を基本とするきめ細かな保育を実施

◇事業所内保育

…企業等が主として従業員の子どものほか、地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供

地域型保育事業の位置付け

19人

小規模保育

事業主体：市町村、民間事業者等

※平成26年度税制改正で非課税措置済み

居宅訪問型保育

事業主体：市町村、民間事業者等

事業所内保育

事業主体：事業主等

認可定員

保育の実施場所等

保育者の居宅その他の場所、施設
(右に該当する場所を除く)

保育を必要とする
子どもの居宅

事業所の従業員の子ども(従業員枠)
+
地域の保育を必要とする
子ども(地域枠)

個人寄附に係る税額控除の要件の見直し (所得税)

大綱の概要

少子化の進展に伴い、園児数等が減少していく中で、保育所等における教育・子育ての環境の充実を図る観点から、保育所、認定こども園、児童養護施設、放課後児童クラブ、障害児通所支援事業等を行う社会福祉法人等に寄附した場合の税額控除制度について、その適用の可否を判定するパブリックサポートテスト要件のうち寄附者100人以上との要件を緩和し、法人が設置するこれらの施設の定員の合計数が5,000人に満たない場合には、これを最低10人（定員を5,000で除した数に100を乗じた数）以上、かつ、年平均の寄附金総額が30万円以上であることとする。

142 ○ 税額控除対象法人となるためには、次の(1)及び(2)の要件を満たす必要があり、(1)②の要件が緩和される。

【現行の要件】

(1)「市民との関わり合い」の基準として次の①②のいずれかの要件を満たす必要がある。

- ① 寄附金が収入の5分の1以上であること
- ② 3,000円以上の寄附者が年100人以上いること。

(2)「運営の透明性」の基準としての情報公開要件

- ・役員名簿等の書類を据え置き、閲覧の請求に対応すること
- ・寄附者名簿を作成し保存すること

【改正後の要件】 (1)①及び(2)の要件は現行と同じ。

- ・社会福祉法人の保育所等に係る定員の合計数を5,000で除した数に100を乗じた数(最低10人)以上(※)
- ・寄附金の額の年平均の金額が30万円以上

(※)例えば、A保育所(200人)、B保育所(200人)、児童養護施設(100人)を運営している法人は、10人($\frac{500}{500} \times 100$)以上の寄附が必要。

平成 27 年度税制改正要望結果について

【概要】

- ・ 子ども・子育て支援新制度関係では、家庭的保育事業等について各種税制の減免措置が講じられるよう要望し、「平成 27 年度税制改正の大綱」（平成 27 年 1 月 14 日閣議決定）において、次のとおり記載されたところ。
- ・ 今後、関係法案の国会審議を経て正式に決定予定。
- ・ 詳細については、関係法案の成立後、通知にてお知らせする予定。

【平成 27 年度税制改正の大綱の記載内容】

要望項目	平成 27 年度税制改正の大綱の記載内容
<p>●子ども・子育て支援新制度の施行に伴い必要な税制上の所要の措置〔新設〕</p>	<p>【関税】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、幼稚園・保育所等が給食用に使用する脱脂粉乳に対する関税暫定措置法の関税減税措置の対象に小規模保育事業等を追加する。 <p>【固定資産税・都市計画税】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所内保育事業（利用定員が6人以上）の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税について、非課税とする措置を講ずる。 ・ 家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業（利用定員が1人以上5人以下）の用に直接供する家屋及び償却資産（他の用途に供されていないものに限る。）に係る固定資産税及び都市計画税について、課税標準を価格の2分の1とする措置を講ずる。 ・ 児童福祉法の改正に伴い、同法に規定する放課後児童健全育成事業の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の非課税措置について、所要の措置を講ずる。 <p>【不動産取得税】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所内保育事業（利用定員が6人以上）の用に供する不動産に係る不動産取得税について、非課税とす

	<p>る措置を講ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業（利用定員が1人以上5人以下）の用に直接供する家屋（他の用途に供されていないものに限る。）に係る不動産取得税について、課税標準を価格の2分の1とする措置を講ずる。 <p>【事業所税】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業の用に供する施設に係る事業所税について、非課税とする措置を講ずる。
--	--

(※) 幼稚園、認定こども園、保育所等の関係で、個人寄附に係る税額控除の要件の見直し及び教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置について記載されている。

【所得税】

学校法人若しくは準学校法人又は学校等を設置する社会福祉法人（以下「学校法人等」という。）に寄附をした場合の所得税額の特別控除の適用対象となる学校法人等の年平均の判定基準寄附者数により判定する要件（いわゆるパブリック・サポート・テストの絶対値要件）について、学校法人等の設置する学校等の定員の合計数が5,000人に満たない場合には、年平均の判定基準寄附者数が100人以上であることとする要件（現行要件）を、その定員の合計数を5,000で除した数に100を乗じた数（最低10人）以上であることとともに、その判定基準寄附者に係る寄附金の額の年平均の金額が30万円以上であることとする要件を加える。

(注1) 上記の「学校等」とは、学校、認定こども園、専修学校、各種学校、保育所、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、福祉型障害児入所施設及び医療型障害児入所施設並びに小規模保育事業、放課後児童健全育成事業、児童自立生活援助事業、小規模住居型児童養育事業及び障害児通所支援事業（児童発達支援、医療型児童発達支援及び放課後等デイサービスに限る。）の事業を行う施設をいう。

(注2) 上記の「定員」とは、収容定員、利用定員、入所定員、入居定員及び委託児童の定員をいう。

(注3) 上記の改正は、平成27年分以後の所得税について適用する。

【贈与税】

直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、次の見直しを行った上、その適用期限を平成31年3月31日まで延長する。

- ① 特例の対象となる教育資金の用途の範囲に、通学定期券代、留学渡航費等を加える。
- ② 金融機関への領収書等の提出について、領収書等に記載された支払金額が1万円以下で、かつ、その年中における合計支払金額が24万円に達するまでのものについては、当該領収書等に代えて支払先、支払金額等の明細を記載した書類を提出することができることとする。

(注) 上記②の改正は、平成28年1月1日以後に提出する書類について適用する。

(参考)

【平成26年度税制改正の大綱の記載内容】

(注) 下記内容には、平成26年度施行分及び平成27年度(新制度開始時)施行分が含まれている。

要望項目	平成26年度税制改正の大綱の記載内容
●子ども・子育て支援新制度の施行に伴う <u>幼保連携型認定こども園</u> に対する税制上の所要の措置〔新設〕	<p>【所得税・法人税・個人住民税・法人住民税】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例等について、次の措置を講ずる。<ul style="list-style-type: none">① 子ども・子育て支援法等の施行に伴い、収用対象事業用地の買取りに係る簡易証明制度の対象に、地方公共団体等の設置に係る幼保連携型認定こども園を加える等の措置を講ずる。・ 子ども・子育て支援法等の施行に伴い、次の措置を講ずる。<ul style="list-style-type: none">① 幼保連携型認定こども園を設置する学校法人又は社会福祉法人に対する寄附金について、幼稚園又は保育所に対する寄附金と同様に、指定寄附金及び特定公益増進法人に対する寄附金の対象とする。② 幼保連携型認定こども園における教育又は保育に対する助成を目的とする特定公益信託について、認定特定公益信託となる認定の対象とする。

【固定資産税・都市計画税】

・認定こども園の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税について、非課税とする措置を講ずる。

【不動産取得税】

・認定こども園の用に供する不動産に係る不動産取得税について、非課税とする措置を講ずる。

【事業所税】

・認定こども園の用に供する施設に係る事業所税について、非課税とする措置を講ずる。

【相続税・贈与税・登録免許税】

・子ども・子育て支援法等の施行に伴い、次の措置を講ずる。

- ① 幼保連携型認定こども園の設置を主たる目的とする学校法人又は社会福祉法人に対する寄附を、相続財産を贈与した場合の相続税の非課税制度の対象とする。
- ② 幼保連携型認定こども園における教育又は保育に対する助成を目的とする認定特定公益信託を、相続財産を拠出した場合の相続税の非課税制度の対象とする。
- ③ 相続税又は贈与税が課されない公益事業を行う者の範囲に、認定こども園を設置し、運営する事業を加える。
- ④ 学校法人、公益社団法人及び公益財団法人、社会福祉法人並びに宗教法人が認定こども園の用に供するために取得する不動産に係る所有権の移転登記等に対する登録免許税を非課税とする措置を講ずる。
- ⑤ その他所要の措置を講ずる。

【関税】

・幼稚園等において使用する教育用物品に対する免税措置の対象に、幼保連携型認定こども園において使用する教育用物品を加える。

・幼稚園、保育所等において使用する給食用脱脂粉乳に対する減税措置の対象に、幼保連携型認定こども園において使用する給食用脱脂粉乳を加える。

<p>●子ども・子育て支援新制度の施行に伴う<u>幼保連携型認定こども園</u>以外の<u>認定こども園</u>の<u>教育・保育機能部分</u>に対する税制上の<u>所要の措置〔新設〕</u></p>	<p>【固定資産税・都市計画税】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定こども園の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税について、非課税とする措置を講ずる。 <p>【不動産取得税】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定こども園の用に供する不動産に係る不動産取得税について、非課税とする措置を講ずる。 <p>【事業所税】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定こども園の用に供する施設に係る事業所税について、非課税とする措置を講ずる。 <p>【相続税・贈与税・登録免許税】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援法等の施行に伴い、次の措置を講ずる。 <ol style="list-style-type: none"> ① 相続税又は贈与税が課されない公益事業を行う者の範囲に、認定こども園を設置し、運営する事業を行う者を加える。 ② 学校法人、公益社団法人及び公益財団法人、社会福祉法人並びに宗教法人が認定こども園の用に供するために取得する不動産に係る所有権の移転登記等に対する登録免許税を非課税とする措置を講ずる。 ③ その他所要の措置を講ずる。
<p>●子ども・子育て支援新制度の施行に伴い市町村認可事業として位置付けられる<u>小規模保育等</u>に対する税制上の<u>所要の措置〔新設〕</u></p>	<p>【所得税・法人税・個人住民税・法人住民税】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例等について、次の措置を講ずる。 <ol style="list-style-type: none"> ① 子ども・子育て支援法等の施行に伴い、収用対象事業用地の買取りに係る簡易証明制度の対象に、地方公共団体等の設置に係る一定規模以上の小規模保育事業の用に供する施設を加える等の措置を講ずる。 <p>【固定資産税・都市計画税】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小規模保育事業の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税について、非課税とする措置を講ずる。 <p>【不動産取得税】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小規模保育事業の用に供する不動産に係る不動産取得税について、非課税措置とする措置を講ずる。

	<p>【事業所税】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小規模保育事業の用に供する施設に係る事業所税について、非課税とする措置を講ずる。 <p>【相続税・贈与税・登録免許税】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援法等の施行に伴い、次の措置を講ずる。 <ol style="list-style-type: none"> ① 相続税又は贈与税が課されない公益事業を行う者の範囲に、小規模保育事業、家庭的保育事業及び事業所内保育事業を行う者を加える。 ② 学校法人、公益社団法人及び公益財団法人、社会福祉法人並びに宗教法人が小規模保育事業、家庭的保育事業及び事業所内保育事業の用に供するために取得する不動産に係る所有権の移転登記等に対する登録免許税を非課税とする措置を講ずる。 ③ その他所要の措置を講ずる。 <p>【関税】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園、保育所等において使用する給食用脱脂粉乳を加える、小規模保育事業等において使用する給食用脱脂粉乳を加える。
<p>●子ども・子育て支援新制度の施行に伴う病児・病後児保育事業及びファミリーサポート・センター事業に対する税制上の必要の措置〔新設〕</p>	<p>【固定資産税・都市計画税】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉事業の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の非課税措置について、対象に病児保育事業及び子育て援助活動支援事業の用に供する固定資産を加える。 <p>【不動産取得税】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉事業の用に供する不動産に係る不動産取得税の非課税措置について、対象に病児保育事業及び子育て援助活動支援事業の用に供する不動産を加える。 <p>【事業所税】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉事業の用に供する施設に係る事業所税の非課税措置について、対象に病児保育事業及び子育て援助活動支援事業の用に供する施設を加える。

<p>●子ども・子育て支援新制度 <u>において給付の対象となる施設・事業者を利用した場合の保育料等の非課税措置〔新設〕</u></p>	<p>【消費税】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援法の施行に伴い、消費税が非課税とされる社会福祉事業等の範囲に、同法に基づく施設型給付費、特例施設型給付費、地域型保育給付費及び特例地域型保育給付費の支給に係る事業として行われる資産の譲渡等を加える。
---	---

子ども・子育て支援新制度における保育所等利用待機児童について

＜現行の定義＞

- 待機児童の定義は、現在、次のとおりとなっている。

【現行】

調査日時点において、入所申込が提出されており、入所要件に該当しているが、入所していないもの(※)を把握すること。

(※)「保育所、家庭的保育、特定保育、認定こども園の保育所機能部分、国庫補助事業対象施設、又は地方単独保育施策対象施設」を利用していないもの。



＜見直しの趣旨＞

- 子ども・子育て支援新制度では、認定こども園も含めた新たな共通の給付が創設されることや、保育の必要性の認定に係る事由について求職活動が明確に位置付けられることなどを踏まえ、待機児童の定義を次のとおり見直す。

【改正後】

調査日時点において、保育の必要性の認定(2号又は3号)がされ、特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の利用の申込みがなされているが、利用していないもの(※)を把握すること。

(※)「特定教育・保育施設(認定こども園の幼稚園機能部分及び幼稚園を除く。)又は特定地域型保育事業」の利用を希望していたが、「特定教育・保育施設(幼稚園を除く)、特定地域型保育事業、国庫補助事業対象施設、地方単独保育施策対象施設、又は一時預かり事業(幼稚園型)又は預かり保育の補助を受けている幼稚園」を利用していないもの。

(参考) 特定教育・保育施設…認定こども園、幼稚園、保育所

特定地域型保育事業…小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

＜主な変更点＞

- 子ども・子育て支援新制度施行に伴う小規模保育等や幼稚園の利用児童の取扱いの整理
- 特定の保育所等を希望し、他に利用可能な地方単独保育施策を利用しない場合の取扱いの明確化
- 求職活動を休止している場合の取扱いの明確化
- 育児休業中の取扱いの整理

「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」の概要

- 保育所保育指針の改定・告示(平成20年3月公布、平成21年4月施行) 第5章「健康及び安全」の充実と「保育指針解説書」でのアレルギー対応について明記
- 保育所における質の向上のためのアクションプログラムの策定(平成20年3月)
- (2)子どもの健康及び安全の確保 ①保健衛生面の対応の明確化
- 保育所におけるアレルギー対応にかかわる調査研究(平成22年3月(財)こども未来財団)

保育所におけるアレルギー対応ガイドライン作成
(平成23年3月発出)

ガイドラインの内容の主な項目とポイント

- 保育所におけるアレルギー疾患の実態
保育所でのアレルギー疾患への対応の現状と課題を記載し、保育所において、保育所・保護者・嘱託医が共通理解の下、アレルギー疾患に対応できるよう「アレルギー疾患生活管理指導表」を提示
- アレルギー疾患各論
保育所における代表的なアレルギー疾患(気管支喘息、アトピー性皮膚炎、アレルギー性結膜炎、食物アレルギー・アナフィラキシー、アレルギー性鼻炎)について、その原因や治療方法、保育所での生活上の留意点を記載
- 食物アレルギーへの対応
保育所で特に対応に苦慮している食物アレルギーについては、誤食や除去食の考え方等について詳述。
また、アナフィラキシーが起こった時の対応について、エピペンの使用を含めた対応方法を明記。

ガイドラインの活用に向けて

- ガイドラインの周知徹底
 - 各自自治体への周知と併せて、厚生労働省のHPIに掲載
 - 各保育所へガイドラインが直接届くよう、保育団体にも協力要請
 - さらに、嘱託医への周知を図るため、日本医師会、小児科医学会等へ協力要請
- Q&Aの作成
 - 保育現場でより使いやすいガイドラインとなるよう、あらかじめ想定される質問事項についてQ&Aを作成し周知
- 研修体制の強化
 - 各保育団体の協力を得て、種々の研修会等で、アレルギーに関する研修を組み込み込んでいるところ

「保育所における食事の提供ガイドライン」の概要

○保育所保育指針の改定・告示（平成20年3月公布、平成21年4月施行）及び保育所における質の向上のためのアクションプログラムの策定（平成20年3月）による、「子どもの健康及び安全」の確保と対応の明確化

○「構造改革特別区域において講じられた規制の特例措置の評価に係る評価・調査委員会の意見に関する今後の政府の対応方針」※1（平成22年3月25日構造改革特別区域推進本部）

※1 なお、併せて、子どもの発達状況に応じた対応、アレルギー児・体調不良児への対応、食育の視点の重要性を踏まえて、更なる対応力の向上を図るための好事例集・ガイドライン等を策定し、周知を図るとともに、給食提供の実態について、引き続きモニタリングしていくこと

保育所における
食事の提供
ガイドライン作成
(平成24年3月発出)

ガイドラインの内容の主な項目とポイント

○子どもの「食」をめぐる現状
各種調査から子ども、保護者の食事の状況、課題について明らかにする

○保育所における食事提供の現状
全国調査から保育所における食事の提供の状況（自園調理・外部委託・外部搬入）と課題を明らかにする。

○保育所における食事提供の意義と具体的なあり方
「発育・発達」「教育的視点」「保護者支援」の3つの視点から保育所の役割、質の向上を目指したあり方を示す。

○保育所における食事提供の評価（チェックリスト）
子どもの最善の利益を考慮し、子どもの健全な心身の発達を図るための食事提供のあり方（実践・運営面）についての評価内容を示す。

○好事例集

ガイドラインの活用に向けて

○ガイドラインの周知徹底

→このガイドラインは、各自治体の保育主管課担当者、保育所へ内容が十分周知できるようにする。また、厚生労働省のHPに掲載し、活用しやすい体制を整える。

○保育所における食事の提供・食育の質の向上

→調査等から明らかになった子どもや保護者、保育所の状況と課題を踏まえて、食事のあり方について再考、評価を行い改善をする。調理性態に関わらず、保育所の食事提供の質の向上を目指す。

→乳幼児期における「食を営む力」の基礎を培うための食事の重要性を、食事に関わる大人（保育所、行政、保護者）が共通理解し取り組む。

2012年改訂版「保育所における感染症対策ガイドライン」の概要

- 保育所保育指針の改定・告示(平成20年3月)
- 第5章「健康及び安全」の充実と「保育指針解説書」での詳細説明
- 保育所における質の向上のためのアクションプログラムの策定(平成20年3月)
- (2)子どもの健康及び安全の確保 ①保健衛生面の対応の明確化
- 保育所における保健予防対策についての調査研究(平成20年5月～平成21年3月)

「保育所における感染症対策ガイドライン」策定(平成21年8月)

↓
2012年改訂版「保育所における感染症対策ガイドライン」

改正後の主な内容のポイント

- 保育所における登園のめやす、出席停止の考え方(発症、解熱の翌日を1日目とする)について学校保健安全法施行規則の一部改正の内容を整合性をとる。また、乳幼児期は重症化しやすい、基本的衛生管理が十分できないという特徴を踏まえた感染症対策について、最新の知見より内容を修正、明確化。
- 保育所で発症が多い感染症について、保育所職員が正しい知識を持ち適切な対応がとれるよう、症状や合併症、予防方法等について詳述。
- 感染防止の重要性を踏まえ、感染経路別に対策を詳細に記載し、具体的に手洗いや消毒方法について明記。
- 感受性対策としての予防接種について、接種歴、罹患歴の把握と記録、未接種等への保護者の働きかけの重要性を明記。
- 家庭と連携し、子どもの体調管理や健康教育を行うと共に、保育所職員について日々の健康管理や予防接種の重要性を記載。

※ 日本医師会、小児科医会代表者に厚労省より事前に協力要請。

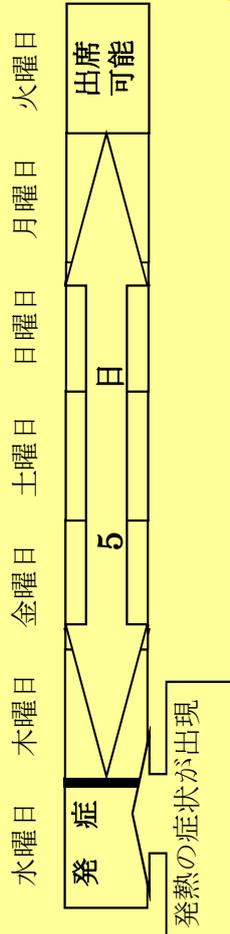
※ 本ガイドラインについて全国の都道府県市区町村に通知するとともに、厚生労働省HPに掲載。また、保育所職員研修会等で保育現場に周知。

具体例

インフルエンザの場合

→発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過するまで

※発症後5日の考え方(解熱後も同様に考える)



今後の課題

- 職員・保護者・関係者への2012年改訂版「感染症対策ガイドライン」の内容の更なる周知と活用
- 日々の感染症に対する予防と対策
- 感染症対策の実施体制の強化

社会福祉法人の運営に関する情報開示について

(平成25年5月31日厚生労働省3局長連名通知)

(背景)

○ 社会福祉法人の非営利性・公共性に鑑みて、運営に当たって強い公的規制を受ける一方で、国庫補助や税制優遇を受けているという社会福祉法人の性格から、更なる法人運営の透明性の確保を図ることが求められている。

※ 「保育に関する規制改革会議の見解」(平成25年5月2日)においても、保育に関する規制改革会議の見解として、「社会福祉法人の経営状態が分かりやすくなるよう経営情報を公開する」と示されたところ。



このため、社会福祉法人及び所轄庁に対し、以下の事項について要請

1. 社会福祉法人における取組

法人の業務及び財務等に関する情報(事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書及び監事の意見書)について、一般の方から請求があった場合には、これを閲覧に供することとするほか、平成24年度分から広く一般の方の閲覧が容易に可能となるよう、インターネット、広報等において公表すること。

2. 所轄庁における取組

上記1. による所管する社会福祉法人の情報公表状況を収集し、所轄庁のホームページ上に当該公表内容に関するリンクを設けることや、社会福祉法第59条に基づき所管する社会福祉法人から提出される貸借対照表及び収支計算書について、平成24年度分から可能な限り、一般の方の閲覧が常時可能となるよう、閲覧場所の確保やインターネットへの掲載等の体制の整備を行うこと等の対応を行うこと。

事 務 連 絡
平成25年11月18日

都道府県
各 指定都市 児童福祉主幹課保育担当者 殿
中 核 市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課

保育所を主たる事業とする社会福祉法人の運営に関する情報開示について
(依頼)

保育行政の推進につきましては、平素より格段の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきましては、別添の「社会福祉法人の運営に関する情報開示について」（平成25年5月31日雇児発第14号・社援発第11号・老発第6号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）において、法人の業務及び財務等に関する情報の公表を依頼させていただいているところです。

別添通知にあるとおり、社会福祉法人は、その非営利性・公共性に鑑みて、運営に当たって強い公的規制を受ける一方で、国庫補助や税制優遇を受けているという法人の性格から、更なる法人運営の透明性の確保を図ることが求められており、平成25年5月2日に開催された規制改革会議においては、特に、保育に関する規制改革会議の見解として、「社会福祉法人の経営状態が分かりやすくなるよう経営情報を公開する」と示されたところです。

つきましては、所管の保育所を主たる事業とする社会福祉法人において、業務及び財務等に関する情報が未公表である場合には、別添通知の趣旨を御理解の上、再度、一般の方の閲覧が可能となるようインターネットや広報等における公表の実施について、周知及び指導していただくよう、御協力をお願いします。

また、併せて、所轄庁におかれても、別添通知において、所管の社会福祉法人に係る貸借対照表及び収支計算書について、公表の実施が求められておりますので、御協力をお願いします。

都道府県におかれては、管内市（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。）に対して、周知いただきますようお願いいたします。

なお、社会福祉法人日本保育協会、社会福祉法人全国社会福祉協議会全国保育協議会、公益社団法人全国私立保育園連盟に対しても、別紙により依頼をしておりますので、申し添えます。

【本件連絡先】

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課
堀

電 話：03-5253-1111
(内線 7961)

F A X：03-3595-2674

E-mail：hoikuka@mhlw.go.jp

雇児発 0531 第 14 号
社援発 0531 第 11 号
老発 0531 第 6 号
平成 25 年 5 月 31 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

社会・援護局長

老 健 局 長

(公印省略)

社会福祉法人の運営に関する情報開示について

社会福祉法人の運営に関する情報開示については、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 44 条において、社会福祉法人は、事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書及び監事の意見書を事務所に備えて置き、利用希望者その他利害関係人から請求があった場合には、閲覧に供しなければならないとされており、開示を義務付けています。

また、「社会福祉法人の認可について」（平成 12 年 12 月 1 日障発第 890 号・社援発第 2618 号・老発第 794 号・児発第 908 号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知）においては、法人の業務及び財務等に関する情報については、一般に対しても、会報への掲載のほか、新聞等への公告、法人事務所における閲覧、インターネット上での公開等の方法により自主的に公表することが適当であると示されており、社会福祉法人の積極的な情報開示を求めているところです。

一方、所轄庁に対しては、同通知により、現況報告書及び添付書類等の記載事項については、開示請求があった場合は、各都道府県市の情報公開条例に定める手続により、公開することが望ましいと示されており、各都道府県市の適切な対応を求めているところです。

以上のように、社会福祉法人の運営状況については、一定の透明性の確保を図っているところですが、社会福祉法人の非営利性・公共性に鑑みて、運営に当たって強い公的規制を受ける一方で、国庫補助や税制優遇を受けているという法人の性格から、更なる法人運営の透明性の確保を図ることが求められており、平成25年5月2日に開催された規制改革会議においては、保育に関する規制改革会議の見解として、「社会福祉法人の経営状態が分かりやすくなるよう経営情報を公開する」と示されたところ です。

これらを踏まえ、貴職におかれては、下記のとおり所管する社会福祉法人に対して、業務及び財務等に関する情報を公表するよう周知及び指導いただくほか、併せて、平成25年6月末までに提出される所管の社会福祉法人に係る貸借対照表及び収支計算書について、公表を実施いただきますようお願いいたします。

また、下記を取組状況を調査の上、その結果を平成25年9月末までに同会議に報告することとしていることから、追って、社会福祉法人及び所轄庁における取組状況に関する調査を実施することとしておりますので、ご協力の程、お願い申し上げます。

都道府県におかれては、管内市（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。）に対して、周知いただきますようお願いいたします。

記

1. 社会福祉法人における取組

法人の業務及び財務等に関する情報（事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書及び監事の意見書）について、一般の方から請求があった場合には、これを閲覧に供することとするほか、平成24年度分から広く一般の方の閲覧が容易に可能となるよう、インターネット、広報等において公表すること。

なお、公表がより効果的に行われるための具体的な方策について、厚生労働省において、今年中に結論を得ることとしていること。

2. 所轄庁における取組

上記1. による所管する社会福祉法人の情報公表状況を収集し、所轄庁のホームページ上に当該公表内容に関するリンクを設けることや、社会福祉法第59条に基づき所管する社会福祉法人から提出される貸借対照表及び収支計算書について、平成24年度分から可能な限り、一般の方の閲覧が常時可能となるよう、閲覧場所の確保やインターネットへの掲載等の体制の整備を行うこと等の対応を行うこと。

保育所における第三者評価の受審について

目的

○ 個々の事業者が事業運営における問題点を把握し、サービスの質の向上に結び付けるとともに、評価結果の公表が利用者の適切なサービス選択に資するための情報となることを目的として、保育所における第三者評価の受審を推進。

現状

- 福祉サービス第三者評価事業に関する指針(H16.8局長通知 ※1)、保育所版の「福祉サービス第三者評価基準ガイドラインにおける各評価項目の判断基準に関するガイドライン」(H17.5課長通知 ※2)に基づき、受審を推進。
- 平成27年4月施行予定の子ども・子育て支援新制度では、保育所等については、第三者評価の受審を努力義務化。

※1 評価機関の質の向上を図る等の観点から、H26.4に改定

※2 H23.3に改定、現在改定作業中

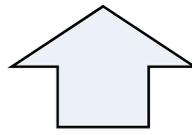
課題と対策

<対応>

- 子ども・子育て会議などでの議論を踏まえ、以下の対応を行うこととしている。
 - ・ 平成31年度末までの5年間で、すべての事業者において受審・公表が行われることを目標とする。
 - ・ 新たな指針及びガイドラインに基づき、質の高い第三者評価の推進
 - ・ 5年に1度の受審が可能となるよう、第三者評価の受審及び評価結果の公表を行った事業者に対して、受審料の半額程度を公定価格の加算として補助する。

<課題>

- 1 受審の促進
- 2 評価機関の質の向上
- 3 受審コストの負担



【参考】保育所における過去の第三者評価受審実績

	受審件数	
	H23年度	H24年度
保育所施設数	23,385	23,711
受審保育所数	818	1,011
受審率	3.50%	4.26%
		H25年度
		24,038
		1,324
		5.51%

※保育所施設数について、平成22年度以前は福祉行政報告例(厚生労働省大臣官房統計情報部)、平成23年度以降は厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課調べ。
 ※受審保育所数については、全国社会福祉協議会政策企画部調べ。

「平成 26 年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成 27 年 1 月 30 日閣議決定）（抜粋）

（1）児童福祉法（昭 22 法 164）

（i）保育所の設置認可等に係る経済的基礎の要件（子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平 24 法 67）による改正後の 35 条 5 項 1 号）については、当該認可の事務は自治事務であり、保有する資産の額を保育所が安定的に運営可能と都道府県等が認めた額とすること等について周知する。

[措置済み（平成 26 年 12 月 12 日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局、社会・援護局通知）]

（ii）児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭 23 厚生省令 63）のうち、保育所に係る基準については、次のとおりとする。

- ・保育所における食事の提供（同基準 11 条 1 項）に関し、3 歳未満児に対する給食の外部搬入については、平成 28 年度の構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会の評価を踏まえて検討する。
- ・居室面積（同基準 32 条）については、三大都市圏の一部に限り、待機児童解消までの一時的措置として、平成 27 年 3 月 31 日までの間、居室の面積に関する基準に係る規定を「標準」としている措置を、平成 32 年 3 月 31 日まで延長する。
- ・朝、夕の時間帯であって、保育する児童が 1 人である場合等における保育士の数が 2 人を下回ってはならないという取扱い（同基準 33 条 2 項）について、地方の実情を踏まえて、引き続き検討を進める。
- ・乳児 4 人以上を入所させる保育所に係る保育士の数の算定（同基準 33 条 2 項及び附則）については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師又は看護師に加え、准看護師についても 1 人に限って、保育士とみなすことができるよう措置する。

上記（i）（ii）に加え、平成 27 年 4 月からの子ども・子育て支援新制度の着実な施行を図るとともに、「待機児童解消加速化プラン」及び「保育士確保プラン」に基づき、地方公共団体と連携して、保育士確保対策（潜在保育士の復帰支援を含む。）に強力に取り組む。

**(14) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律
(平 18 法 77) (文部科学省と共管) [再掲]**

- (i) 保育所型認定こども園を認定する際に定めることとされている有効期間(5条)については、廃止する。
- (ii) 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(平 26 内閣府・文部科学省・厚生労働省令 1)のうち、3歳未満児の食事の提供については、次のとおりとする。
- ・公立の幼保連携型認定こども園については、公立の保育所と同様、構造改革特別区域において外部搬入方式を認めることができるよう措置する。
 - ・私立の幼保連携型認定こども園については、平成 28 年度の構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会の評価を踏まえて検討する。
- (iii) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 3 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準(平 26 内閣府・文部科学省・厚生労働省告示 2)のうち、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園における食事の提供に関し、3歳未満児に対する給食の外部搬入については、平成 28 年度の構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会の評価を踏まえて検討する。

(20) 保育士修学資金貸付制度

保育士修学資金貸付事業に係る貸付対象者の住所要件について、平成 26 年度末までに廃止する。

安心こども基金事業の平成27年度予算案の取扱いについて

【26年度予算】

安心こども基金（子育て支援対策臨時特例交付金） 1,301億円

- ・保育所緊急整備事業
- ・認定こども園整備事業（幼稚園型）
- ・待機児童解消加速化プラン関係
 - ・保育士・保育所支援センター
 - ・保育士資格取得支援事業
 - ・認可外保育施設保育士資格取得支援事業
 - ・保育教諭確保のための保育士資格取得支援
 - ・保育士修学資金貸付事業
 - ・職員用宿舍借上げ支援
- ・賃貸物件による保育所整備事業
- ・小規模保育設置促進事業
- ・幼稚園預かり保育整備事業
- ・認可化移行整備費支援
- ・家庭的保育改修等事業
- ・民有地マッチング事業
- ・広域的保育所利用事業
- ・認可化移行総合支援事業（移転費・調査費等）

【27年度予算案】

新 保育所等整備交付金

【法律補助】（児童福祉法第56条の4の3）

- ・保育所緊急整備事業（認可保育所、幼保連携型）

554億円

【予算補助】

- ・認定こども園整備事業（幼稚園型）

新 保育対策総合支援事業費補助金

〈保育士確保対策〉

- ・保育士・保育所支援センター（一部新規）
- ・各種資格取得支援事業
- ・職員用宿舍借上げ支援
- ・保育士試験追加実施支援（新規）
- ・保育士試験による資格取得支援事業（新規）
- ・保育士養成施設に対する就職促進支援（新規）
- ・修学資金貸付事業
- ・保育体制強化事業★

285億円

- ★保育緊急確保事業より移替
- ☆児童育成事業より移替
- ◎母子家庭等対策総合支援事業より移替

〈小規模保育等改修事業〉

- ・賃貸物件による保育所改修等支援事業
- ・小規模保育改修等支援事業
- ・幼稚園長時間預かり保育改修等支援事業
- ・認可化移行改修等支援事業
- ・家庭的保育改修等支援事業

〈その他の事業〉

- ・民有地マッチング事業
- ・認可化移行移転費等支援★
- ・保育環境改善事業☆
- ・家庭支援推進保育事業◎
- ・広域的保育所利用事業
- ・認可化移行調査費等支援★
- ・認可外保育施設の衛生安全対策事業☆

※ 安心こども基金については、平成27年度末まで残額を活用して、「保育所緊急整備事業」や「認定こども園整備事業（幼稚園型）」等の事業を実施することができる。

※ 平成26年度まで安心こども基金の事業として実施してきた「子育て支援のための拠点施設の整備」、「児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業」については、平成27年度予算案から「次世代育成支援対策施設整備交付金」（56.6億円の内数）、「児童虐待・DV対策等総合支援事業」（47.3億円の内数）の対象に追加